

**鳥取海区 漁業権の免許一斉切替えに係る
漁場計画案についての公聴会 議事録**

- 1 日 時 平成25年5月21日（火）午前10時から午前10時5分まで
- 2 場 所 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室
（倉吉市駄経寺町187-1）
- 3 出席者 委 員：田口会長、内藤委員、井本委員、米村委員、生越委員、武良委員、
米田委員、遠藤委員
鳥取県：平野境港水産事務所長、細本同所課長補佐、
森下空港港湾課長
清家漁業調整係長、森田漁業調整係長
事務局：岸本事務局長、宮永次長、前田書記
- 4 傍聴者 0人

5 概要

開会

〔岸本事務局長〕 定刻の10時となりましたので、漁業法第11条第4項の規定に基づく公聴会を開催します。本日の公聴会につきましては、鳥取海区漁業調整委員会が主催でありますので、会の進行は、鳥取海区漁業調整委員会の規定によりまして、田口会長にお願いいたします。

会長あいさつ

〔田口会長〕 漁業権の免許一斉の切替えに係る漁場計画、これの今現在は案でございますけれども、これが、先日、鳥取県知事から諮問という形で、我々にまいりました。協議をいたしまして、本案件については、我々委員会としては、答申をしなければいけません。答申するためには、利害関係者、これに関する、利用計画に関する利害関係者の皆さん方から、意見を聴くことになっております。そのための本日は、ただいまからの公聴会ということになるわけでございますけれども、そういう段取りをした次、答申という形にしたいと思っておりますので、よろしく本日はご協力をお願いをしたいと思います。

公述

〔田口会長〕 早速でありますけれども、公聴会に入りますが、昨日の正午までに公聴者、希望者の皆さん方は公聴書っていうんですか、申請書を提出して本日を迎えるということになっております。その辺の状況について、事務局の方から説明をお願いしたいと。どうなっているのか。

〔岸本事務局長〕 はい。会長からありましたとおりでございます。公聴会での発言を希望す

る場合、あらかじめ書面を提出いただくということになっておりました。昨日ですね、20日の正午までに事務局へ提出ということで、このことにつきましては、公聴会要領でも定めておりましたし、また、県公報での告示、また、市町村等の掲示もお願いをして広報したところでございます。

その結果でございますが、発言を希望する書面の提出はございませんでした。ゼロという、0件でございます。以上でございます。

〔田口会長〕 はい。お聞きのとおり、事務局からの報告は、本日の公聴者からの公聴書の申し出は、ゼロということであります。従いまして、意見を述べたい者は無いという判断をしたいというふうに思っております。従って、本日の公聴会というのが、公聴者が無いということでございますので、会としては成立いたしますが、公聴会の我々が聞き取る相手が無いということでございますので、これ以上、進行はしようございませぬので、閉じたいというふうに思っております。それに関して事務局の方から何かありますか、おっしゃりたいことが。

〔岸本事務局長〕 はい。公聴会はこれで閉じるということになるんですけども、この後、344回の鳥取海区漁業調整委員会を開催をいたしまして、答申をとということが議題になるわけでございますけども、開催をしたいということにしております。一旦、休憩を入れさせていただいて、あそこの時計で10分から、5分休憩で10分からということにしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔田口会長〕 それと局長さん、今日、欠席をされている方がいらっしゃいますが、そのことをちょっと、本当は最初に言ってもらわんとはいけぬけど。お二人ですか。

〔岸本事務局長〕 ええ、そうですね。お二人、急遽、連絡が入りまして、葬儀に出席ということで、生越さん、ごめんなさい。景山委員と祇園さん、祇園委員ですね。葬儀が境港というふうに聞いてますけども、急遽、欠席というふうに連絡をいただいたところでございます。以上でございます。

〔田口会長〕 はい。ありがとうございます。

閉会

〔田口会長〕 それでは、今、ございましたように、本委員会の主催とする公聴会、本日の公聴会は、以上をもちまして終了したいと思います。ありがとうございます。

〔一同〕 ありがとうございます。